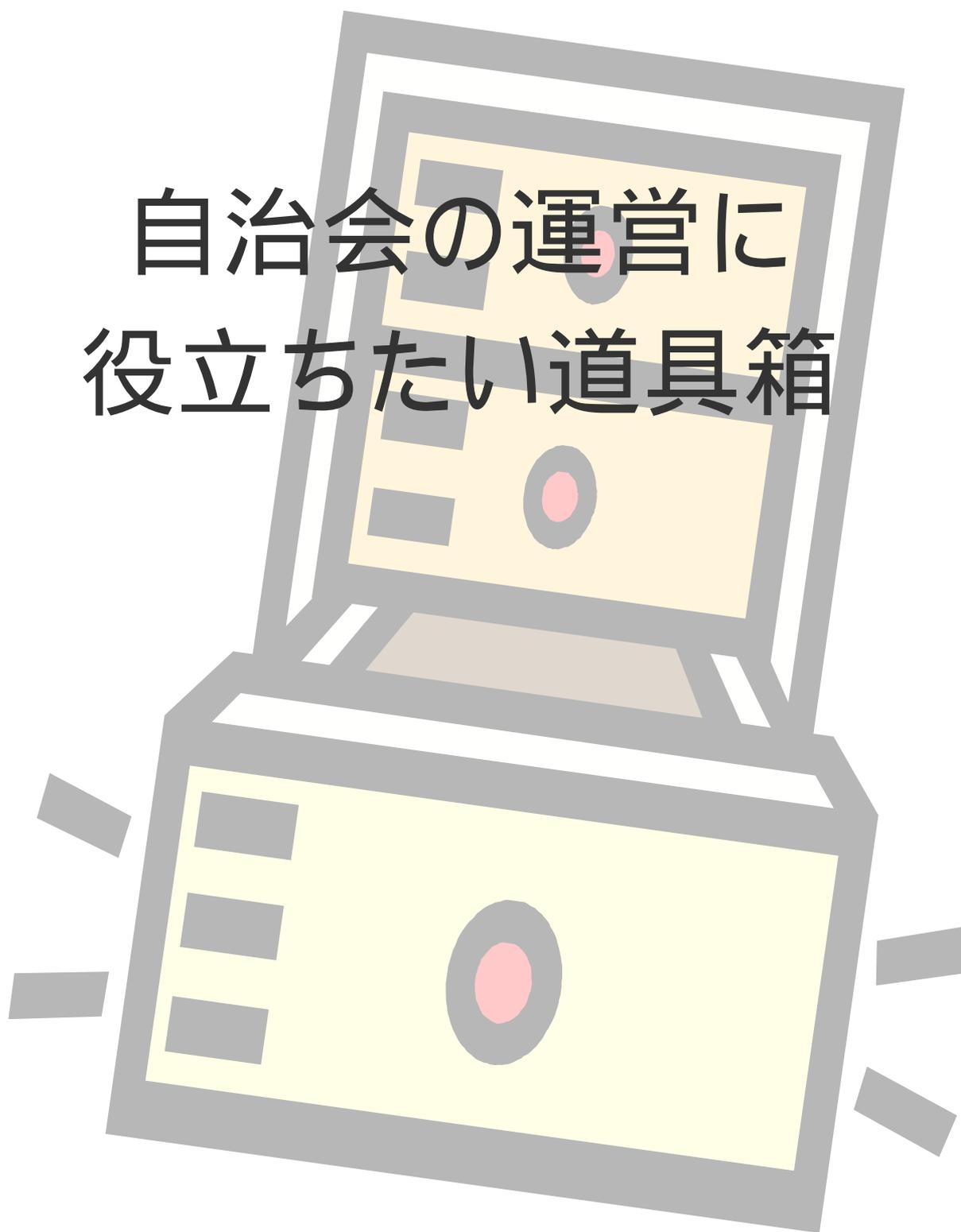


自治会の運営に
役立ちたい道具箱



資料編目次

 自治会運営関係様式集	自治会に関する手続きは	…52
自治会加入の案内状(例)		…32
新規転入者へのあいさつ状(例)		…33
役員変更のお知らせ文(例)		…34
自治会規約(例)		…35
事業計画書(事業報告書)(例 1、2)		…39
予算書(例)		…40
決算書(例)		…40
予算科目(例)		…41
財産調書、積立金調書(例)		…42
監査報告書(例)		…43
会費徴収簿(例 1、2)		…48
総会出席票・委任状(例)		…44
議事録(例)		…45
議長となって会議を スムーズに進めるために		…46
広報紙(例)		…47
報道機関等一覧		…48
自治会設立総会次第(例)		…49
町への届出書類 /自治会設立届		…50
町への届出書類 /自治会変更届		…51
町への届出書類 /自治会解散届		…52
 自治会への支援メニュー		
地域コミュニティの活性化		…53
自治会運営交付金		…53
地域担当職員の配置		…53
自治会の個人情報保護の手引き		…54
	総合賠償補償保険	…54
	道町連共済(参考掲載)	…55
	防犯・防災	
	防犯灯設置助成	…55
	ごみ減量・リサイクル	…64
	資源ごみ集団回収助成金	…56
	各種懇談会及び勉強会	
	町長・自治会長懇談会	…57
	地区懇談会	…57
	地域担当職員	…57
	自治会関係役場等窓口一覧	…58
	町の各種相談窓口	…59
	集会施設	…60
	自治会一覧	…60
	 協働のまちづくり (自治会関係部分抜粋)	…67



安心・安全で、快適に暮らせる 住みよいまちを一緒に作りませんか。

自治会は、地域の住民がつくる自治組織です。様々な活動を通じて、安心・安全で、快適に暮らせる、住みよいまちづくりに取り組んでいます。

自治会はこんな活動をしています

情報の伝達

身近な町内の情報や、生活に欠かせない町からのお知らせなどを、回覧板などでお知らせしています。

親睦行事の開催

住民同士が交流し、楽しむ機会をつくるため、夏祭りや運動会、敬老会などの行事を開催しています。

防犯・防災活動

町内への防犯灯の設置や維持管理、いつ起きるか分からない災害に備えた防災活動などを行っています。

生活環境の向上のための活動

清潔で快適なまちをつくるため、道路や公園の清掃などを行っています。

地域の課題への対応

地域の課題についてみんなで考え、必要に応じて行政などと連携し、解決に努めています。



このほかにも、老人クラブや青少年育成団体、子ども会など、地域で活動する各種の団体と連携・協力し、福祉や青少年の健全育成、子育て支援などに取り組んでいます。

問い合わせは

自治会名

会長

班長

電話

新規転入者へのあいさつ状(例)

平成 年 月 日

新規転入された皆さんへ

自治会
会長

ごあいさつ

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、 町内にご転入されたことに対し、 自治会を代表して心から歓迎いたします。

私ども 自治会は、現在、 世帯が加入され、住民の親睦と住みよい地域づくりに取り組んでおります。

つきましては、一日も早く地域になじみ、隣近所との友好の輪が広がりますよう、自治会規約をお届けしますので、ご一読ください。

下記のとおり諸連絡をするとともに、自治会加入へのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、自治会費(月 円)は、転入の翌月からいただくことになっていますので、念のため申し添えます。

記

ごみ収集について

ごみステーション

- ・燃えるごみ・生ごみ 毎週 曜日と 曜日の8時までに出してください。
- ・燃やせないごみ 毎月第 、 曜日の8時までに出してください。
- ・粗大ごみ 毎月第 、 曜日の8時までに出してください。

資源ステーション

- ・びん・缶・ペットボトル 毎月第 、 曜日の8時までに出してください。

あなたの所属する班は 班で、
班長さんは現在 さん()です。

いろいろ不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく班長さんを経由して自治会役員にお申し出ください。

役員変更のお知らせ文(例)

平成 年 月 日

関係各位

自治会
会長

自治会役員(名称、連絡先等)の変更について(お知らせ)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろから、自治会の活動について、ご協力いただきありがとうございます。

この度、当自治会において役員(名称、連絡先等)が代わりましたので、以下の通りお知らせします。

なお、ご不明な点などがありましたら、当自治会役員までお知らせください。

記

1. 変更の内容

(1) 役員名

会 長 (旧)

副会長 、 (旧 、)

会 計 (旧)

(2) 名称

班(旧 班)

2. 変更年月日 平成 年 月 日

3. 連絡先 自治会 班 町 -
電話 - (宅)

自治会規約(例)

この規約は、自治会規約の一つの例を示したものです。参考にしてください。

自治会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、 と称し、事務所を洞爺湖町 町 番 に置く。

(目的)

第2条 本会は、以下に掲げる会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に
取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事
- (2) 関係機関及び各種団体との連携協力に関する事
- (3) 清掃等地域美化に関する事
- (4) ごみ減量、リサイクル等環境保全に関する事
- (5) 防災、防犯及び交通安全に関する事
- (6) 青少年の健全育成に関する事
- (7) 福祉及び健康に関する事
- (8) 人権啓発に関する事
- (9) 文化、スポーツ及びレクリエーションに関する事
- (10) その他本会の目的達成に必要な事

第2章 会員

(会員)

第3条 本会の会員は、区域内の世帯及び事業所等を対象とし、会の入会、脱会は妨げないものとする。

第3章 役員

(役員の種類)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人

- (2)副会長 人
- (3)会計 人
- (4)その他の役員 人
- (5)監事 人

(役員を選任)

第5条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及び会計は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、会の会計を担当する。

4 監事は、次に掲げる業務を行なう。

- (1)本会の会計及び資産の状況を監査すること
- (2)会長、副会長及び会計、その他の役員の業務執行の状況を監査すること
- (3)会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4)前号の報告をするため必要があると認めるきは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第7条 役員任期は、年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

第4章 総会

(総会種別化)

第8条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

(総会審議事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1)予算案及び決算に関する事項
- (2)役員選任に関する事項
- (3)規約に関する事項
- (4)その他会務上必要な事項

(総会の開催)

第 11 条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、毎年度決算終了後 箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第 6 条第 4 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の議長)

第 12 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 13 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 14 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第 15 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 13 条及び第 14 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 16 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

(議事録の公開)

第 17 条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 18 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 19 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第 20 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の一分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 日以内に役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第 21 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 22 条 役員会には、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 会計

(経費)

第 23 条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第 24 条 会費は、1 世帯月額 円とする。

(会計年度)

第 25 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規約の変更

(規約の変更)

第 26 条 この規約は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。

第 8 章 雑則

(個人情報保護の取扱い)

第 27 条 本会が自治会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別に定め、適正に運用するものとする。

(委任)

第 29 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

事業計画書(事業報告書)(例 1)

平成 年度 自治会事業計画書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

1 総務部事業

(1) 総会の開催 月 日

(2) 役員会の開催 毎月第 曜日

2 環境衛生部事業

(1) 町内一斉清掃 月 日

(2) 衛生・害虫駆除作業 月 ~ 月

(3) ごみステーション周辺清掃 毎週 曜日

3 防犯・防災部事業

(1) 防犯灯の新設と一部修理 新設 場所、修理 場所

(2) 防犯パトロール 月 日 ~ 日

(3) 交通安全指導 月 日 ~ 日

4 体育部事業

(1) 運動会の実施 月 日

.

.

.

事業計画書(事業報告書)(例 2)

期 日		事 業 名	場 所	事 業 内 容
月	日			

予算書(例)

(収入の部)

平成 年度 予算書

(単位:円)

科 目	本年度	前年度	増減	説 明
繰 越 金				前年度の繰越金
会 費				円× 世帯
寄 付 金				より 円
雑 収 入				預金利息 円
合 計				

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度	前年度	増減	説 明	
総 務 費	会 議 費			総会 円、役員会 円	
	通 信 運 搬 費			電話料 円、郵便料 円	
	事 務 消 耗 品 費			事務用品 円	
	備 品 費			書庫 円、机 円	
	印 刷 費			印刷代 円、写真代 円	
	助 成 費			老人ク 円、子ども会 円	
	人 件 費			役員報酬 会長 円、副会長 円	
	会 館	水道光熱費			水道 円、電気 円、ガス 円
		修 繕 費			修繕 円
火災保険料				火災保険料 円	
事 業 費	防 犯 費			防犯灯 箇所× 円	
	体 育 振 興 費			運動会 円	
	レクリエーション費			夏祭り 円	
予 備 費					
合 計					

決算書(例)

(収入の部)

平成 年度 決算書

(単位:円)

科 目	本年度	前年度	増減	説 明
* 予算書と同じ科目				
合 計				

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度	前年度	増減	説 明
* 予算書と同じ科目				
合 計				

予算科目(例)

収入

科 目	内 容
会 費	会費収入
寄 付 金	寄付金収入
助 成 金	市からの助成金（街路灯、自治報奨金外）など
雑 収 入	預金利息、募金還付料、資源物回収収益金など
繰 越 金	前年度からの繰越金

支出

科 目	内 容		
総 務 費	会 議 費	総会、役員会などの会議費	
	通信運搬費	電話料金、郵便料金など	
	事務消耗品費	文房具などの事務用消耗品	
	備 品 費	書庫、机、椅子など	
	印 刷 費	資料などの印刷代	
	助 成 金	老人クラブや子ども会育成会などへの補助金	
	人 件 費	役員報酬など	
	雑 費	その他の諸雑費	
	会 館	水道光熱費	水道・電気・ガス料金、暖房用の諸費用
		修 繕 費	維持管理費
火災保険料		火災保険	
事 業 費	防 犯 費	防犯灯等の維持管理費、防犯活動に要する経費	
	防 災 費	防火、防災などの活動に要する経費	
	交通安全対策費	交通安全対策活動に要する経費	
	体育振興費	運動会などの行事に要する経費	
	レクリエーション費	夏祭りなどの行事に要する経費	
	環境衛生費	環境美化、衛生活動に要する経費	
	福 祉 費	福祉活動に要する経費	
積 立 金	〇〇の購入に備える基金		
予 備 費			

財産調書、
積立金調書(例)

財産調書(例)

区 分	前年度末現在高	今年度中増減高	今年度末現在高	説 明
(物 品 類)				
机	脚	脚	脚	

積立金調書(例)

区 分	前年度末現在高	今年度中増減高	今年度末現在高	説 明
定期預金	円	円	円	
普通預金	円	円	円	
合 計	円	円	円	

監査報告書(例)

監査報告書	
<p>去る 月 日、帳簿、通帳、証拠書類などについて監査の結果、帳簿の記入、通帳や証書、証拠書類の整理・保管、現金の出納は確実に処理されており、本年度会計は、収支ともに適正に執行されていたことを認めましたので報告します。</p>	
平成 年 月 日	監事

会費徴収簿(例 1)

平成 年度 会費徴収簿

	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1													
2													
3													
4													
5													
6													
合計													
会計受領印													

会費徴収簿(例 2)

【会計保管】

【班長保管】

【会員保管】

自治会平成 年度 月分 会費(入金伝票) 会計保管 ￥ _____ 班分会費 平成 年 月 日	自治会平成 年度 月分 会費(領収書) 班長保管 ￥ _____ 班分会費領収しました。 平成 年 月 日 会計	自治会平成 年度 月分 会費(領収書) 会員保管 ￥ _____ 上記 月分を正に領収しました。 平成 年 月 日 班長
---	--	--

総会出席票・委任状(例)

出 席 票

平成 年 月 日開催の第 回 自治会通常総会に出席します。

住 所

氏 名

(当日、本票を受付にご提出ください)

----- 切 り 取 り 線 -----

委 任 状

平成 年 月 日開催の第 回 自治会通常総会を欠席します。
ついては、通常総会議決権を

代理人_____に委任いたします。

住 所

氏 名

(委任状は、 月 日までに班長に提出してください)

議事録(例)

書記は議事録を作成し、会長や議長などに内容を確認してもらった上で、議事録署名人に署名、押印してもらいます。

第 回 自治会通常(臨時)総会議事録

- 1 開催日時 平成 年 月 日(曜日)、 時～ 時
 - 2 開催場所 集会所
 - 3 会員総数 人
 - 4 出席者数 人(委任状提出者 人を含む)
 - 5 議決事項
 - (1)第1号議案「 について」賛成 人・反対 人 可決・否決
 - (2)第2号議案「 について」賛成 人・反対 人 可決・否決
 - (3)……………
 - 6 議事の経過及び発言要旨
 - (1)開会
 - (2)議長選出(氏)
 - (3)議事録署名人の選出(氏、 氏)
 - (4)総会成立の宣言
議長から今日現在の会員総数は 人であるが、出席者は 人、委任状提出者 人、合計 人であり、会員の過半数の出席があったと認められるので、自治会の規約第 条の規定により、本総会は有効に成立したとの宣言がなされた。
 - (5)議事
 - 第1号議案「 について」
 - ・提案説明(副会長)
内容……………
 - ・質疑応答
問(氏)
内容……………
 - 答(副会長)
内容……………
 - ・決議
第1号議案について議決を求めたところ、賛成 人、反対 人のため可決(否決)された。
- < 以下、議案の数だけ続く >
- (6)閉会

この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

平成 年 月 日 議 長
議事録署名人
議事録署名人

議長となって会議をスムーズに進めるために

自治会は、様々な考え方や意見を持つ多くの人で構成されています。そのため、総会などの話し合いの場では、一定のルールを設けて、会がスムーズに進行するように心がけましょう。

議事の諸権利

議事の運営にあたっては、以下の4つの権利を守ることが大切です。

多数者の権利：多数者の意見を優先する（多数決）。

少数者の権利：少数者の意見もその内容を討論し検討する。

個人の権利：個人への攻撃あるいは特定人物のプライバシーには触れてはならない。

不在者の権利：やむをえず出席できない人にも議決権を与える（委任状）。

議事の基本原則

議事は、「公平」と「平等」の精神から成り立っており、守られなければいけない原則として以下の4つが挙げられます。

一時一件の原則：一時に一つの議題しか検討することができません。

一時不再議の原則：決定した議案は、再度掘り起こしてはいけません。

多数決の原則：多数決によって決議しなければなりません。

定足数の原則：会合に出席すべき最小限の会員により会議が成立します。

発言のルール

発言には、「意見」と「質問」と「動議」の3種類があります。これらを意識した上で、以下のルールに沿った発言を心がけましょう。

議長に発言許可権があり、議長の指名に従って発言しなければなりません。

会員は、同一議題について10分を超えて発言することはできません。

議題は、討論の際、各方面にわたって交互に発言が行われるように努力しなければなりません。

発言は、検討中の議題の内容に関するものに限られます。

動議提出者は、最初に発言する権利を持っています。

動議の提出者は、反対の表決を行うことは可能ですが、それに反対する発言をすることは認められません。

発言権を持たない人は、動議を提出できません。

いかなる状況においても、特定の人物に対する攻撃をしてはいけません。

広報紙(例)

広報紙にあたる自治会だよりの発行は、各自治会で異なりますが、年に2、3回のところが多いようです。自治会の動きを周知するためには、広報紙は大きな役割を果たしていますが、取材をして文章を作成し、レイアウトして発行する作業はなかなか大変です。

ここで紹介する室蘭市水元町会の広報紙(実際のを縮小して掲載)は、隔月発行の上、行事や講座などが写真入りで掲載され、町内会の活動の様子がよく分かります。

水元町会だよりの編集を担当している広報部長さんは、「町内会員に話しかけるような優しい文章を心がけ、町内会での出来事や町内会員の様々な表情を伝えていきたい」と、力を込めて話していました。

ぜひ、みなさんの自治会でも参考にさせていただき、自治会だよりの発行なされていくよう願っています。



2008/3/1 第19-6号(36)
 発行人 水元町会
 黒須 嵩
 編集 広報部

町会 成人を祝う! 2008年飛翔おめでとう!

新成人は、1987年(昭和62年)4月2日～1988年(昭和63年)4月1日に生まれた6人です。おめでとうございます。そのご両親におかれましては、日本の経済復興から社会資本整備にご苦労なされ、敬意を表し、祝福申し上げます。その20年前はどんな年であったでしょう? 世の出来事では、国鉄分割民営化(Rスタート、青函トンネル(世界最長)開通)がありましたね。ヒット曲は、人生いろいろ、百万本のバラなどの幸せを求める唄がありましたね。その「温故知新」を地域未来へ語りつなげましょう!!

健康増進に チュウ~実に!! 1月20日 新年交礼会開催 — 慶事部主催 —

新年交礼会が来賓4名を含め70名を越える盛大な集まりでした。来賓各氏から、健康増進の大事さと当面抱える地域未来への発展を、大きな励みとして、メッセージをいただきました。ありがとうございました。新春料理の超至福を感食し、呑み放題、しゃべり放題の楽しい懇親のひとときを味わいました。



町会会館わきに、 珠玉のベニシタン輝く!

今年は、例年に比べれば雪が少ない。しかし、氷点下の真冬が続きました。でも、町会会館わきのお隣り宅のベニシタンが見事です。真つた色した白雪に赤い実が珠玉に輝いています。会館を訪れる度ごとに、お会いでき嬉しい限りです。春が待ち遠しいですね。



新春ウンだめし 町会マージャン・囲碁大会 文化体育部主催



2月16日(土曜日)水元町会館で、新春マージャン・囲碁大会が行われました。マージャンは20名、囲碁は21名の合計41の高齢者ばかりの参加でした。年々少しずつ多く参加者が増えつつあります。「枯れ木の賑わい?」と言っても、往年のウデをふるって若さ溢れる実力者ばかりであります。ゲームを重ねるごとに、角ばった盤? に向かないながらも、円く? 円熟味が醸成されます。

楽しい通学をめざして 民生・児童委員 学校と懇談会を行う

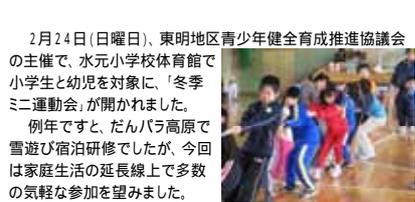
第10地区民生委員・児童委員協議会(水元・高砂・天神町連合地域)は、昨年7月には水元小学校と、8月には高砂小学校と授業を参観し、懇談を行いました。この度2月13日に、東明中学校へ伺いました。学校側から、地域の人がからの日常の安全パトロールに感謝の意を表されました。さらに、今後の不審者対策や不登校の話題に及び、生徒への「励まし」の声かけ、運動が必要と、連携しあうことを懇談した。



いきいき健やか 和光会老人クラブの動き

新年交流会・第56回誕生会
 1月18日、過去最多の56名の会員が集い、恒例のカラオケ、ビンゴを楽しみ、近況を語りながら新年を祝いました。
 新春マージャン大会
 2月17日、16名の参加で和気あいあいと楽しみました。和光会会員の募集
 会員を募集しています。誕生会、旅行会などを一緒にたのしみませんか? 「連絡先」

躍動あふれる春に向けて 冬季ミニ運動会 東明地区青少年健全育成推進協議会



2月24日(日曜日)、東明地区青少年健全育成推進協議会の主催で、水元小学校体育館で小学生と幼児を対象に、「冬季ミニ運動会」が開かれました。例年ですと、だんばら高原で雪遊び宿泊研修でしたが、今回は家庭生活の延長線上で多数の気軽な参加を望みました。その効果が現われて、参加者数は、子どもたちは41名、保護者・役員を含めると、100名の盛会でした。綱引きや紅白玉入れなどの競技が行われ、お目当ての宝探しになると、子どもたちは賞品を手にして大喜びです。昼には、大きなナベで作られた「豚汁」をおいしくいただきました。

お悔やみ申し上げます

1月 2日	3区7班	殿(95歳)
1月 4日	2区2班	殿(98歳)
1月 14日	1区6班	殿(84歳)
2月 6日	3区4班	殿(72歳)

謹んでご冥福をお祈りいたします。町会にご寄付をいただきました。心よりお礼を申し上げます。

今後の予定

行事	
婦人部主催 茶話会	3月4日(火曜日)
青少年部主催 手作りおもちゃ	3月中旬
町会総会	4月26日(土曜日)
なお、詳細については、後日案内を出します。	
定例役員会	3月18日(火曜日) 午後6時30分 4月15日(火曜日) 午後6時30分 (毎月、第3火曜日としています)
廃品回収	3月30日(日曜日) 4月27日(日曜日)
なお、雨降りなどの荒天の場合、延期をすることがあります。	

報道機関等一覧

広く町民の皆さんに紹介したい事業などがあるときは、下記の報道機関に情報提供することで、自治会活動をPRすることができます。

	社名	電話番号		社名	電話番号
1	朝日新聞社室蘭支局	0143-46-1234	6	NHK室蘭放送局	0143-22-7273
2	毎日新聞社報道部室蘭	0143-22-5675	7	HBC室蘭放送局	0143-45-8687
3	読売新聞社室蘭支局	0143-47-6667	8	uhb室蘭支社	0143-47-1005
4	北海道新聞社伊達支局	23-3151	9	HTB室蘭支局	0143-45-2658
5	室蘭民報社 西部支社	23-2103	10	STV 苫小牧・室蘭放送局	0144-35-0188



自治会設立総会次第(例)

自治会設立総会

とき 平成 年 月 日()、 時～ 時
ところ 集会所

- 1 開会 (進行は司会者)
- 2 設立準備会代表あいさつ (進行は司会者)
- 3 議長選出 (進行は司会者)
(議事録署名人指名)
- 4 総会の定足数報告 (進行は議長)
総会成立宣言
- 5 議事 (進行は議長)
 - (1) 第1号議案 町内会規約(案)について
 - (2) 第2号議案 平成 年度役員選出について
 - (3) 役員を紹介および代表あいさつ
 - (4) 第3号議案 平成 年度事業計画(案)について
 - (5) 第4号議案 平成 年度予算(案)について
- 6 閉会 (進行は議長)

町への届出書類 / 自治会設立届

自治会を設立したときは...

所定の用紙で、初年度の事業計画書及び予算書、規約、役員名簿、区域図を添付して届けてください。

平成 年 月 日

(あて先)洞爺湖町長 様

届出人 住所
氏名

洞爺湖町自治会組織設立届

標記の件について、下記のとおり住民自治組織を結成したので、関係書類を添えて提出します。

記

ふりがな			
団体の名称			
会長宅住所			
ふりがな			
会長氏名			
会長宅電話			
設立年月日	年 月 日	回覧部数	部
加入世帯数	世帯	区及び班の数	区 班

添付書類 設立総会の議事録 初年度の事業計画書及び予算書 規約
役員名簿 区域図

これより下は町で記入につき、記入しないでください

登録年月日	登録番号	摘要

町への届出書類 / 自治会変更届

自治会長に変更があったときは...

電話または所定の用紙で、氏名、住所、電話の変更を届け出てください。

平成 年 月 日

(あて先) 洞爺湖町長 様

団体名
所在地
代表者

自治会 変 更 届

下記年月日におきまして、変更がありましたのでお知らせいたします。

記

		変更年月日	平成 年 月 日
新 会 長	フリガナ 氏 名		電話
	住 所	洞爺湖町 町	番 号
旧 会 長	フリガナ 氏 名		電話
	住 所	洞爺湖町 町	番 号

振込先口座

新 口 座	銀行・支店名	銀行・金庫	支店
	口 座 番 号		
	口 座 名 義		

振込先口座が変更になる場合、振込先口座を証明できるもの(通帳のコピー等)を添付してください。

町への届出書類 / 自治会解散届

自治会を解散または合併したときは...

所定の用紙で、解散または合併が分かる総会の議事録等を添付して届け出てください。

	平成 年 月 日
(あて先)洞爺湖町長 様	
	団体名
	所在地
	代表者
解 散 届 出 書	
このたび当団体を解散することとなりましたので、下記により届け出ます。	
記	
1 解散年月日	
	平成 年 月 日
2 解散の事由	

自治会に関する手続きは

自治会長の変更及び、自治会の設立・解散・合併などの手続きは、住民課で行なっています。



自治会などへの支援メニュー

本町では、皆さんの地域での活動を応援するために、活動助成、地域担当職員などの支援制度を設けています。気軽にご相談ください。(この内容は、平成 23 年 4 月現在のものです。内容は変わることがあります)

地域コミュニティの活性化

自治会運営交付金

自治会活動全般に対する支援制度です。

対 象 住民自治を進めるため、活動を行なっている自治会

内 容 均等割額 1 自治会... 1 世帯 200 円

世帯割額 1 世帯... 300 円

自治会に加入している世帯に対して

問合せ先 住民課 74-3002

地域担当職員の配置

(地域(自治会)と行政(役場)のパイプ役として、お互いの情報や課題を共有しながら地域のまちづくりを支援します。

「虻田地区の自治会」

24 自治会にそれぞれ地域担当職員を配置する。

「洞爺地区の自治会」

18 自治会を 2 自治会ごとに 1 つの地域区分として、9 地区にそれぞれ地域担当職員を配置する。



問合せ先 住民課 ☎74-3002

自治会の個人情報保護の手引き

（「個人情報保護が施行されてから、会員名簿や地図の作成など、個人情報の取扱いに苦慮している自治会の声をよく聞くようになりました。」そんな方に活用してもらうために、自治会が個人情報を取り扱う上での考え方や整理しておく点について手引きとしてまとめたものを掲載した「自治会の個人情報保護の手引き」を作成（ 月下旬発行予定）しました。

参考の上、自治会で役立ててほしいと思います。

[構成と内容]

個人情報と自治会...個人情報保護法の概要と自治会との関係や情報の取扱いなどを掲載

個人情報取扱い方法の作成...自治会において、個人情報の取扱いを自治会規約に盛り込み、また個人情報取扱方法を作成してのポイントを掲載。

自主防災と個人情報...災害が大きくなるほど行政の対応は遅れるので、地域の役割が非常に大切になります。自主防災と個人情報の係わりと災害に備えた自治会員名簿の作成と情報管理の取扱いなどを掲載。

資料集...



問合せ先 住民課 ☎ 74-3002

総合賠償補償保険

町民の社会参加や各種団体の活動が広がる中で、町の行事や活動に参加した際の、事故に対する補償を行なっています。

対象範囲 町主催（共催）行事に参加中の事故、個人が、町（自治会も含む。）の管理下で町の依頼を受けた住民に対する、ボランティア（他市町村等への派遣含む。）活動中の事故

問合せ先 総務課 ☎ 74-3000



道町連共済（参考掲載）

町内会活動中に事故に遭った時、見舞金を支給する「北海道町内会連合会」

の会員相互の助け合いの事業です。

対象範囲 個人加入...町内会の会員で町内会活動に参加する人

役職加入...町内会の役員をしている人

回覧板や広報紙の配布等、家族の方が代わって役割を果たしているときの事故も、同居する家族のうち1人を代理として認められます。

共済会費 1人年200円（年度途中の加入も同額）

共済期間 4月1日から3月31日までの1年間

問合せ先 自治会連合会事務局(洞爺湖町社会福祉協議会内) ☎76-4363

防犯

防犯灯設置助成

自治会が設置する防犯灯の工事費及び修繕費への助成を行っています。

[設置費基準]

- (1) 公衆街路に面していること
- (2) 町が設置する街路灯の照明範囲外であること
- (3) 個人住宅等の照明器具と明確に認識できること等

[設置費助成]

助成額 1灯当たり設置費及び修繕費の6/10以内

問合せ先 環境課 ☎74-3006



ごみ減量・リサイクル

資源ごみ集団回収助成金

ごみは貴重な資源です。私たちの日常生活から排出されるごみの中には、新聞、雑誌、びん、金属など資源が沢山ふくまれています。

このような資源を地域の皆さんが集め資源回収業者に引き渡すのが、資源回収です。資源回収は限りある資源のリサイクルになり、ごみの減量、また、地域コミュニケーションの場の提供にもなっています。

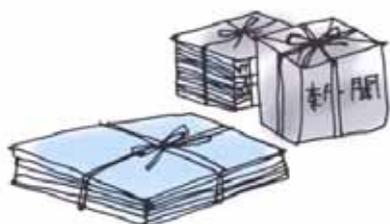
町では、この資源回収を推進するため、回収団体に助成金を交付しています。

対象団体 原則として、年間2回以上資源回収を計画的に自ら実施し、また、洞爺湖町に居住している住民で組織されている営利を

目的としない団体(具体的には、自治会、老人クラブ、子ども会、婦人部、PTAなど)で町に申請し、承認を受けなければなりません。

交付金額 回収業者に引き渡した重量に対し、1kgあたり年間回収量の合計が2.5円で、20,000kgを超える分は1円を交付します。

問合せ先 環境課 ☎74-3006



各種懇談会及び勉強会

自治会長会議

町内にある42の自治会長と、毎年、2月に開催。町長・副町長をはじめ、所管の課長が出席し、まちづくり全般について話し合っています。

問合せ先 住民課 ☎74-3002

町政懇談会

まちの課題や情報を提供して地域の声を聴くとともに、自治会活動を応援するために、毎年、12月から1月に町内の8ヶ所等の地域で開催しています。

なお、その他地域の要請があれば、随時開催して地域の課題解決や地域で活動する団体等との連携を深める場として開催します。

問合せ先 企画防災課 ☎74-3004

地域担当職員

住みよい地域まちづくりを目指して、各地域(自治会)の声を聴くとともに、役場からの自主的な情報提供等により地域と役場とのパイプ役として地域担当職員を配置し、自治会活動を応援します。

内容

行政情報の提供と住民議論

地域活動への参加(各種行事・懇談会・親睦会への参加など)

職員による自主活動の推進

その他

問合せ先 住民課 ☎74-3002

自治会関係役場等窓口一覧

区分	関係事項	業務内容	担当窓口
まちづくり	総合計画	総合計画、まちづくりなどに関する こと	企画防災課 ☎74-3004
まちづくり	町民要望・意見	町に対する意見・要望などに関する こと	企画防災課 ☎74-3004
くらし	防災	避難場所、災害時の対応について	企画防災課 ☎74-3004
くらし	国際交流	国際交流に関すること	教育委員会（社会教育課） ☎43-9092
くらし	交通安全・防犯	交通安全・防犯等に関すること	住民課 ☎74-3002
くらし	野犬	犬の登録と野犬掃討に関する こと	環境課 ☎74-3006
くらし	住民手続き	出生・死亡、転出入届け、火葬許 可証等の交付	住民課 ☎74-3002
くらし	清掃	ごみ・資源物に関すること	環境課 ☎74-3006
くらし	駆除	カラス、ハチの巣に関すること	環境課 ☎74-3006
くらし	健康保険	後期高齢者医療制度に関する こと	住民課 ☎74-3002
保健・福祉	高齢者	高齢者福祉、その他福祉に関する こと	健康福祉課 ☎74-3001
保健・福祉	介護保険	介護保険制度に関すること	健康福祉課 ☎74-3001
観光	観光	町内名所、観光施設等の案内に関 すること	観光振興課 ☎75-4400
都市整備	緑化、公園	緑化事業、公園に関すること	環境課 ☎74-3006
	都市公園	都市計画公園に関すること	建設課 ☎74-3012
都市整備	道路	除雪、町道の維持に関する こと	環境課 ☎74-3006 建設課 ☎74-3012
		道路占用、町道の整備に関する こと	建設課 ☎74-3012
都市整備	下水	下水道使用料、水洗便所改造資金 貸し付け等に関すること	上下水道課 ☎74-3012
都市整備	水道	水道料金、故障・漏水に関する こと	上下水道課 ☎74-3008
教育	生涯学習	各種学習指導者、サークルに関 すること	社会教育課 ☎74-3010
教育	文化振興	文化団体、各種行事に関する こと	社会教育課 ☎74-3010
教育	スポーツ	スポーツ団体、各種大会に関 すること	社会教育課 ☎74-3010
教育	青少年	青少年関係団体、補導等に関 すること	社会教育課 ☎74-3010

町の各種相談窓口

日時は変更する場合がありますので、また、祝日、昼休み時間は除きますので、事前にお問い合わせください。

相談名	内容	相談員	日時	問合せ
無料法律相談	不動産や金銭の貸借、離婚・訴訟など	弁護士	年3回(2月・7月・12月)(予約制) 13:00～15:00	
犯罪被害者相談	警察などの各機関と協力し、被害者、家族を対象に、相談に応じ、情報提供等や関連する施策等の紹介など	町職員	月曜日～金曜日 (電話相談も可) 8:45～17:30	住民課 ☎74-3002
人権相談	人権問題、日常生活一般	人権擁護委員 人権擁護担当職員	月・水・木・金曜日 (電話相談も可) 9:30～15:30	札幌法務局室蘭支局 ☎0143-22-5111
心配ごと相談	心配ごと、困りごとなど	職員	月曜日～金曜日 (電話相談も可) 8:45～17:30	社会福祉協議会 ☎76-4363
消費者相談	消費生活上の苦情、買物相談など	町職員	月曜日～金曜日 (電話相談も可) 8:45～17:30	産業課 ☎74-3005
女性相談	夫婦・家族関係・DVなど女性の悩み全般	町保健師	月曜日～金曜日 (電話相談も可) 8:45～17:30	健康福祉センター ☎76-4006
母子相談	離婚前・後に関すること 母子家庭の母の就労に関すること	町職員	月曜日～金曜日 (電話相談も可) 8:45～17:30	健康福祉課 ☎74-3001
子育て相談	育児に関する悩みごと	町保育士 町保健師	月曜日～金曜日 (電話相談も可) 8:45～17:30	子育て支援センター ☎76-2673 健康福祉センター ☎76-4006
家庭児童相談	児童虐待に関する こと 家庭児童の生活指導	町職員	月曜日～金曜日 (電話相談も可) 8:45～17:30	健康福祉課 ☎74-3001
労働相談	賃金不払い、解雇などの労働問題	町職員	月曜日～金曜日 (電話相談も可) 8:45～17:30	産業課 ☎74-3005
緑化相談	緑化の相談、指導など	町職員	月曜日～金曜日 (電話相談も可) 8:45～17:30	環境課 ☎74-3006
火災予防相談	火災予防全般	消防職員	月曜日～金曜日 (電話相談も可) 8:45～17:30	洞爺湖消防署予防課 (76-2119)
教育相談	児童・生徒のこと、教育全般に関する悩みごと	町教委職員	月曜日～金曜日 (電話相談も可) 8:45～17:30	管理課 ☎74-3009

集会施設一覧 (H23.4.1 現在)

NO	施設名	電 話	NO	施設名	電 話
1	本町生活館	76-2794	13	清水集会所	76-2792
2	とうや湖コミュニティセンター	75-2329	14	あぶたコミュニティセンター	76-5188
3	花和集会所	83-3367	15	泉公園通り集会所	76-2718
4	月浦集会所	25-4407	16	コスモス団地集会所	76-1267
5	高砂集会所	76-5185	17	のぞみ団地集会所	75-2398
6	入江集会所	76-4618	18	ひまわり団地集会所	76-1277
7	泉集会所	76-2980	19	曙会館	82-5716
8	洞爺湖温泉中央集会所	75-2259	20	財田集会所	87-2800
9	赤川集会所	76-2953	21	香川コミュニティセンター	82-5820
10	青葉集会所	76-2996	22	富丘集会所	
11	本町3区集会所	76-3106	23	大原ふるさと会館	82-5830
12	入江4区集会所	76-5082	24	なるか愛郷の家	82-5810

自治会一覧 (H23.4.1 現在)

虻田地区自治会連合会			洞爺地区自治会連合会		
NO	自治会名	世帯数	NO	自治会名	世帯数
1	本町1区自治会	106	1	第1自治会	32
2	本町2区自治会	74	2	第2自治会	16
3	本町3区自治会	103	3	第3自治会	33
4	本町4区自治会	119	4	第4自治会	85
5	本町5区自治会	228	5	第5自治会	26
6	本町6区自治会	380	6	第6自治会	85
7	本町7区自治会	65	7	緑沢自治会	25
8	本町8区自治会	165	8	美沢東自治会	32
9	かっこう台自治会	46	9	美沢西自治会	25
10	青葉1区自治会	123	10	曙自治会	50
11	青葉2区自治会	143	11	財田自治会	31
12	入江1区自治会	409	12	川東自治会	9
13	入江3区自治会	120	13	岩屋自治会	6
14	入江4区自治会	320	14	成香自治会	62
15	泉区自治会	338	15	香川自治会	39
16	清水区自治会	117	16	大原自治会	32
17	月浦自治会	67	17	富丘自治会	14

虻田地区自治会連合会			洞爺地区自治会連合会		
NO	自治会名	世帯数	NO	自治会名	世帯数
18	花和自治会	27	18	洞仁会自治会	58
19	洞爺湖温泉1区自治会	130			
20	洞爺湖温泉2区自治会	50			
21	洞爺湖温泉3区自治会	157			
22	洞爺湖温泉4区自治会	35			
23	洞爺湖温泉5区自治会	30			
24	洞爺湖温泉8区自治会	195			





協働のまちづくり指針(町内会関係部分抜粋)

今、「協働のまちづくり」は、みんなの共通の課題です。

最近、「協働」という言葉をよく耳にします。協…協力？ 働…働く？ ちょっと大変そう、面倒くさそう、私には関係なさそう、このようなイメージを持つかもしれません。

でも、協働は、もう既に私たちが始めていることなのです。

例えば、毎年恒例の「春のごみ拾い」。多数の町民の皆さんに参加していただき、道路、公園の美化清掃に取り組んでいます。

それから、地域内の道路や公園などの清掃、花づくりなどについても、集会所を中心に地域に暮らす町民の皆さんに積極的に取り組んでいただいています。

さらに、家庭で省エネ・省資源に努めたり、地域で防犯活動に取り組んだり、普段の生活の中で、一人ひとりができることはたくさんあるのです。

私たちは、だれもがふるさとを愛し、安心して住み続けることのできるまちにしたいと願っています。この願いを実現させるために、まず、自分ができることから始めて、徐々にその輪を広げていくことができれば、そこからまちづくりの大きなエネルギーが生まれ、住み良いまちをつくっていくことができると思います。

地方分権が進み地方の自立が求められる中、町民が主役の地方自治の確立が不可欠となっています。私たちは今、自分の住むまちを見つめ直し、何をしなければいけないのかを考え、そして実践していくスタートラインに立っているのです。これから具体的な行動に向けて第一歩を踏み出さなければいけません、町民の皆さんと行政が同じ方向に向かって進めることが求められています。

1 . 協働とは

“協働”という言葉は、1977年、アメリカの政治学者ヴィンセント・オストロムが「地域住民と自治体職員が協力して自治体政府の役割を果たしていくこと」を一語で表現するために造語した“coproduction”(co「共に」、production「生産」)を日本語に訳したものです。

～ 協働とは ～

町民がお互いに、あるいは、町民と行政が、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係のもと、お互いの特性や能力を生かしながら連携し、協力し合っ

まちづくりの取り組みを進めることです。

この「協働」の意味を、町民も行政も、みんなが共有することで、同じ方向に向かった「協働のまちづくり」が進んでいきます。

この指針でいう「町民」とは、町民個人ばかりでなく、自治会などの地域コミュニティ、NPO など各種町民活動団体、学校、企業等も含んだ、ここに住むすべての人たちを指します。

2. 今、なぜ協働か

(1) 協働の要因

全国的に、これほどまでに「協働」が求められるようになった背景には、私たちを取り巻く社会環境や時代の変化などによる、次のようないくつかの要因があげられます。

助け合いの精神の希薄化

かつて、日本の地域社会には、困った時に人々が力を貸し合い、足りないところを補い合う「助け合い」の精神がありました。

しかし、戦後、荒廃した国土を立て直すため、国や地方自治体は、都市基盤や福祉、教育などの環境整備に力を入れて復興を図り、その結果、すべてにおいて、行政依存の傾向が強まり、これまでの、町民同士がお互いに助け合うという精神が次第に薄れてしまいました。

住民ニーズの多様化

経済成長に伴い、情報化、少子高齢、環境問題等、私たちを取り巻く社会も大きく変化し、それに合わせて住民ニーズもより高度に、また多様になってきました。そのため、もう行政の力だけでは、これらの住民ニーズに対応できなくなってきました。

地方分権の進展

地方分権が進み、市町村の権限も拡大して、自治体は独自の自主的なまちづくりができるようになりました。

地域の特性を生かした個性豊かなまちをつくるためには、地域を知り、地域に愛着を持つ市民の力が欠かせません。そのためには、町民の意見やアイデアを尊重し、町民と行政が一緒に考え、決定し、汗を流してまちづくりを進めることが大切になってきています。

町民意識の高まり

NPO やボランティアなどの活動に見られるように、多くの分野で、町民自らがまちづくりの主

体として関わり、ノウハウや能力を生かしながら社会参加するという意識が高まってきています。

行財政改革への対応

町民の価値観の多様化や社会情勢の変化の中で、ますます拡大する行政課題に的確に対応していくためには、抜本的な行財政改革が求められています。

洞爺湖町も例外ではなく、質の高い公共サービスのためには、行政が一方的にサービスを提供するというしくみから、行政と町民が役割を分担しながら公共サービスを提供していくというしくみに変えていく必要があります

(2) 求められる協働のまちづくり

これらの様々な背景のもとに、町民と行政の役割も少しずつ変化してきています。

今後、ますます地方分権が進む中で、多様化する社会のニーズに対応するためには、町民が自発的に、また主体的にまちづくりを進めるという「住民自治」の原点に立ち返り、市民だけでは対応できない部分を行政が補う、というように、町民と行政がお互いに協力して自治を担っていかなければなりません。

そのため、これからは、町民も行政も、持っている知恵や技術、経験、情報などを十分に生かして、福祉、教育、環境、生涯学習、防災等、幅広い分野で、まちづくりのよきパートナーとして、ともに汗を流し働くと言う「協働」が、今、求められてきています。



協働の推進のために～みんなが主役のまちづくり

では、協働を進めていくために、私たちは、何をしたらいいのでしょうか。

町民が相互に、または町民と行政がよきパートナーとして、まちづくりを進めるためには、お互いが原則を守り、役割を明確に分担して、共通の目的に向かって汗を流すことが大切です。

1. 協働の基本原則

協働を進めるに当たって、それぞれが次の原則を共通認識として持ち、より良いパートナーシップを築いていきましょう。

(1) 対等の原則

協働するパートナー同士は、上下の関係ではなく、対等な横の関係にあって、相互に補完し合うことが大切です。

(2) 自主・自立の原則

協働するパートナー同士は、自立してそれぞれの力を発揮し合うとともに、自主性を尊重し、お互いに独自性、専門性を高めることが大切です。

(3) 相互理解の原則

協働するパートナー同士は、お互いの目的や特性を理解して協力し合うことが大切です。

(4) 共有の原則

協働するパートナー同士は、何のために協働するのかという目的や活動に必要な情報を共有することが必要です。

(5) 公開の原則

協働事業を進めるときは、その取り組みが、だれでも分かるよう透明性を持つ必要があり、積極的な情報公開が大切です。

(6) 評価の原則

協働で行なった事業をお互いに評価したり、事業の経過や結果が市民から評価され、よりよいものになるしくみづくりが大切です。

2 . 協働を進めるためのそれぞれの役割

「協働」の花が咲き、実を結ぶために、まず必要なのはその土壌作りです。様々な町民や行政がそれぞれ主役となって、自分たちの役割は何なのかを認識し、協働を進めていきましょう。

町民（個人）の役割

情報の収集

新聞、広報紙、町のホームページや様々な学習機会を通じて、まちの情報を収集することが大切です。

地域活動への参加

一人ひとりが、地域に関心を持ち、自分の住む地域の活動(自治会活動等)に積極的に参加することが大切です。

町民活動・社会貢献活動への参加

自分の持つ知識や能力を、町民活動やボランティアなどの社会貢献活動に生かすことが大切です。

だれもができるまちづくり ~ 自治会活動に積極的に参加

町民の一番身近な生活の場、それは自分の住む自治会です。各自治では、1年を通じて色々な催しを実施しています。だれもがすぐにできるまちづくり活動として、まずは自治会の行事や活動に積極的に参加することから始めましょう。

自治会など地域コミュニティの役割

地域の中の組織づくり

町民の一番身近な生活の場として、自治会は、防災、防犯、福祉、環境など、日常のあらゆる分野において、重要な役割を担っています。しかし自治会役員などの高齢化が進み、活動にも支障をきたしていることから、今後は後継者育成を含めて、地域の中の組織づくりが大切になってきます。

住民同士の交流

少子高齢化や娯楽の多様化で、地域の行事が次第に失われつつあります。
住民が参加できる催しをできるだけ多く開催し、住民同士の交流を図ることが大切です。

地域の課題解決

従来、地域はお互いが助け合いながら自分たちの課題を解決してきましたが、時代の変化とともに、行政や企業が代行し、地域づくりの機能は弱まってきました。しかし、これからますます進展する分権社会においては、地域の課題を自ら探し、自ら考え行動して、解決していくことが大切です。

地域で安心・安全なまちづくり

全国的に、不審者による児童生徒の被害が多発しています。各地域で、自治会会、学校、PTA、子ども会や母親クラブなど諸団体が連携して、子どもたちを守る運動が実施されています。

具体的には、通学路のパトロールをはじめ、防犯看板やのぼり旗の設置、避難場所の選定などで、地域が警察等関係機関とも協力しながら、自分たちで地域の安全対策を講じています。

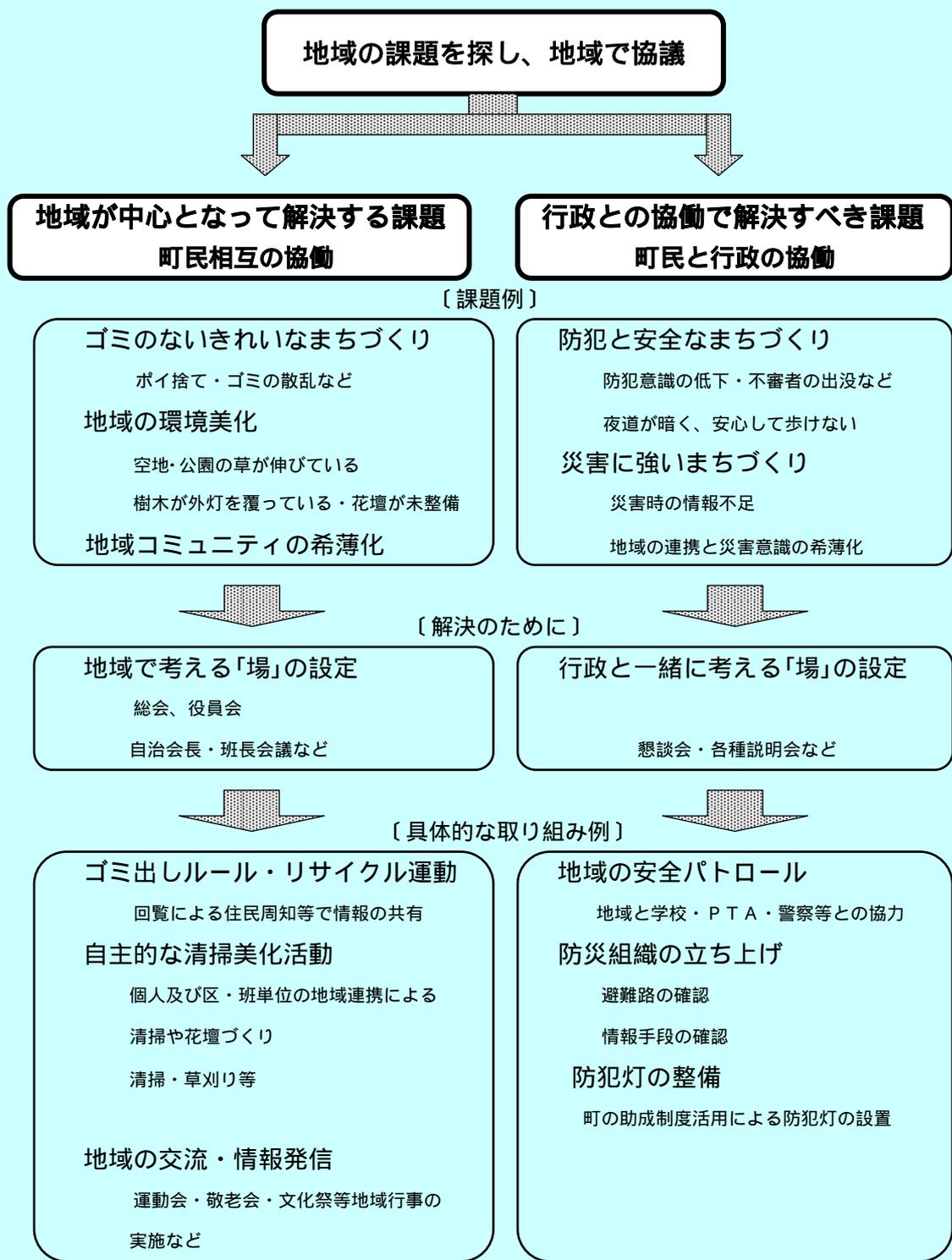
このことは、地域が今、取り組まなければならないことは何かを、自ら考え、自ら汗を流すという、地域コミュニティのあり方を実践した良い例です。



～地域住民による安全パトロール

(参考) **自治会など地域コミュニティの役割**

地方分権が、ますます進展する中、これから地域のことは地域自らが考え、あるいは行政と協働しながら、課題を解決することが求められています。分権社会において、自治会等の地域コミュニティは、ますます重要な役割を担ってきます。



NPOなど市民活動団体の役割

専門的知識や情報の活用

特定の目的達成のためにつくられた団体で、様々な分野の活動があるため、行政では取り組みが難しいと思われる課題に対しても、柔軟に対応することができます。今後は、持っている専門的知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用することが大切です。

活動の場の提供

自らの活動情報を積極的に発信しながら、市民に生きがいや活動の場を広く提供することが大切です。

活動の強化拡大

色々な催しに参加したり、他団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化拡大していくことが大切です。

公共サービスの提供

多様化する町民ニーズにこたえて、幅広い公共サービスを提供することが大切です。

町民団体等の役割

生涯学習の場の提供

地域に開かれた公開講座や講演会などで町民に生涯学習の場を提供することが大切です。

企業や行政、町民団体等との連携

地域活性化のために、企業や行政、また町民団体等と連携して、その専門的知識や技術を幅広くまちづくりに生かすことが大切です。

企業の役割

まちづくりへの参加

これからは企業も地域の一員として、積極的にまちづくりに参加していくことが大切です。

社会貢献活動のための環境づくり

ボランティア休暇の整備など、従業員が社会貢献活動しやすい環境を整備することが大切です。